

学習補助サポーター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育支援センター「あすなろ学級みらい」実施要綱の定めに基づき実施する「学習補助サポーター事業」に関する事項について定める。

(事業の内容)

第2条 本事業は、教育支援員をサポートし、社会的自立のための指導や支援を効果的に行うことを目的に、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) ボランティアによる学習補助サポート
- (2) 講師等による体験活動（自然体験、社会体験及び文化的体験をいう。以下同じ。）

(人員の配置)

第3条 教育支援センター「あすなろ学級みらい」での学習や生活面での支援を行うボランティア（以下「学習補助サポーター」という。）は、教育支援員の指導のもと、学習室等において通級生の学習及び生活面での支援を行うものとする。

(要件)

第4条 学習補助サポーターは、教職を目指す者若しくは臨床心理若しくは社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者またはそれに準じる者で、当事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者とする。

- 2 学習補助サポーターとして登録を受けようとする者は、学習補助サポーター申込書兼登録用紙（様式1）により申請する。
- 3 体験活動においては、実施する体験活動に必要な専門的知識を有する者を講師等とする。

(遵守事項)

第5条 学習補助サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 学習補助サポーターの信用を失墜させる行為をしないこと。

(事業経費の負担及び謝金等)

第6条 学習補助サポーターの謝金は、1回2,500円を基準とする。ただし、交通費は支給しない。

- 2 体験活動講師等の謝金は、実施する体験活動内容等により、別途定める。

(補償)

第7条 学習補助サポーターについては傷害保険に加入することとし、その費用については、市が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。